## 指定管理者候補者選定基準

#### 1 選定基準の位置づけ

公の施設の指定管理者の指定を行うにあたって、施設を管理・運営するのに最も適した候補者を選定するための基準を示したものである。

### 2 基本的な考え方

- (1) 評価にあたっては、申請書類及びヒアリングを基にして、施設ごとに設定された採点表により採点を行い、合計得点を算出する。
- (2) 合計得点は、評価項目ごとの得点の合計とする。
- (3) 委員ごとによる採点のばらつきを避けるため、委員ごとによる団体の合計点に順位を付けた順位 点を用いる。
- (4) 選定にあたっては、合計点と順位点の高い団体を候補者とする。
- (5) 合計点と順位点の得点の高い団体が異なる場合は、委員の協議により候補者を決める。
- (6) 基準点(総得点の6.5割)を設定し、原則、基準点に達しない団体は、指定管理者の候補者に該当しないものとする。ただし、最終的な判断は選定委員の合議により決定する。

#### 3 評価基準

(1) 評価項目

共通評価項目…全施設において適用(配点 90 点) 個別評価項目…施設ごとに設定し評価(配点 70 点)

(2) 評価点

<採点基準5点満点の場合>

5点:要件を十分満たしている

4点:ほぼ要件を満たしている

3点:基本的な基準を満たしている

2点:多くの問題点があり、基本的な水準に達していない

1点:全く要件を満たしていない。

<採点基準 10 点満点の場合>

10点:特に優れた要件がある

9点:要件を十分満たしている

8点:ほぼ要件を満たしている

7点:基本的な基準を満たしている

6点:基本的な基準に近い

5点:基本的な基準に近いが、少し問題点がある

4点:基本的な水準に少し達していない

3点:要件を満たさない項目がいくつかある

2点:要件を満たさない項目が非常に多くある

1点:全く要件を満たしていない。

### 4 その他

- (1) 基準点に達する団体が複数ある場合は、次点者を決めておく。
- (2) 選定委員に事故等で欠席がある場合は、当該委員は評価を行わない。

# 評価項目

	評価項目	審查項目	評価点
<b>♦</b>	共通評価項目		
1	申請団体に関する事項	・団体の運営は安定しているか。	10
		・同種の施設管理業務の実績があるか。	10
	管理及び事業に関する事項	・適切な人員や有資格者を配置できるか。	10
		・職員の育成体制は講じられているか。	5
		・事故、緊急時の体制は適切か。	5
2		・情報公開、個人情報保護の体制は適切か。	5
		・当該施設の趣旨、管理運営の内容を理解しているか。	5
		・施設や設備の維持管理が適切に行えるか。	10
		<ul><li>サービス向上のための工夫があるか。</li></ul>	10
3	収支予算に関する事項	・利用料金、指定管理料、納付金の考え方は 適切か。	10
J		・管理経費削減のための工夫があるか。	10
<b>◆</b> {	個別評価項目		
	運営に関する事項	・ 一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振 興社天橋立地域本部や農産物等の生産者団 体等と連携できる体制が構築できるか。	10
		・農産物等直売所において、市内農林水産物 及びそれらを使用した加工品等を確保・充 実する取組が計画されているか。	10
1		・飲食部等販売所において、市内農林水産物 及びそれらを使用した加工品等の販売や飲 食メニューを提供し地産地消の促進につな がる取組が計画されているか。	10
		・泊食分離施設利用者等の来訪者ニーズを適切に捉え、夜の営業やイベントの開催など 昼夜を通したにぎわいの創出が計画されているか。	10
		・不適切駐車や満車時の対応の工夫があるか。	10
2	利用促進に関する事項	・施設全体を戦略的に情報発信する取組が計画されているか。	10
		・市街地への回遊させる仕組みがあるか。	10
	合	計	160